香川県生活環境の保全に関する条例及び同条例施行規則【省エネ性能説明推進員制度関係】

香川県生活環境の保全に関する条例

同条例施行規則

(省資源及び省エネルギーのための行動)

第 95 条 県民及び事業者は、温室効果ガスの排出を抑制するため、廃棄物の発生の抑制、資源の有効利用、電気等の使用の抑制その他の省資源及び省エネルギーのための行動に努めなければならない。

(エネルギーの消費量が少ない電気機器等の使用等) 第96条 県民及び事業者は、エネルギーの消費量が少ない電気機器等の使用及び電気機器等の効率的な使用に努めなければならない。

(省エネルギー性能の表示等)

第97条 電気機器の販売を業とする者(店舗において 販売する者に限る。以下同じ。)は、規則で定める電 気機器(以下「特定電気機器」という。)を販売する ときは、規則で定めるところにより、エネルギーの消 費量との対比における当該特定電気機器の性能(以下 「省エネルギー性能」という。)を表示し、特定電気 機器を購入しようとする者に対し、説明するよう努め なければならない。 (特定電気機器)

- 第 66 条 条例第 97 条第1項の規則で定める電気機器 は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。
 - (1) エアコンディショナー (エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 (昭和54年政令第267号。 以下「省エネ法施行令」という。)第18条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。以下同じ。)
 - (2) 照明器具(省エネ法施行令第18条第3号に規定する照明器具をいう。ただし、照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成22年経済産業省告示第54号)に規定する蛍光灯器具であって卓上スタンド用のものを除く。以下同じ。)
 - (3) テレビジョン受信機(省エネ法施行令第18条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。以下同じ。)
 - (4) 電気冷蔵庫(省エネ法施行令第18条第10号に 規定する電気冷蔵庫をいう。以下同じ。)
 - (5) 電気冷凍庫(省エネ法施行令第18条第11号に 規定する電気冷凍庫をいう。以下同じ。)
 - (6) ガス温水機器(省エネ法施行令第18条第14号 に掲げるガス温水機器をいう。以下同じ。)
 - (7) 石油温水機器(省エネ法施行令第18条第15号 に掲げるガス温水機器をいう。以下同じ。) ガス温 水機器(省エネ法施行令第18条第14号に掲げるガ ス温水機器をいう。以下同じ。)
 - (8) 電気便座(省エネ法施行令第18条第16号に規 定する電気便座をいう。以下同じ。)
 - (9) 電気温水機器 (省エネ法施行令第18条第26号 に掲げる電気温水機器をいう。以下同じ。)

(省エネルギー性能の表示等)

- 第67条 条例第97条第1項の規定により表示し、説明 する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応 じ、当該各号に掲げる事項とする。
 - (1) エアコンディショナー

ア 多段階評価点 (エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消

香川県生活環境の保全に関する条例	同条例施行規則
香川県生活環境の保全に関する条例	同条例施行規則 費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置(平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。) 1-1イに掲げる多段階評価点をいう。) イ 省エネルギーラベル(告示1-1口に掲げる省エネルギーラベルをいう。) ウ エネルギーラベル(告示1-1口に掲げる4年等49号)第144条第1項に規定するエネルギー消費機器等製造事業者等をいう。以下同じ。)の名称 エ 機種名 オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金をいう。) (2) 照明器具 ア 多段階評価点(告示2-1イに掲げる多段階評価点をいう。) イ 省エネルギーラベルをいう。) イ 省エネルギーラベルをいう。) ウ エネルギーラベルをいう。) ウ エネルギーラベルをいう。) ウ エネルギーラベルをいう。) ウ エネルギーラベルをいう。) イ 省エネルギーラベルをいう。) イ 省エネルギーラベルをいう。) イ 省エネルギーラベルをいう。) イ 省エネルギーラベル(告示3-1イに掲げる多段階評価をいう。) イ 省エネルギーラベル(告示3-1口に掲げる省エネルギーラベルをいう。) イ 省エネルギーラベルをいう。) イ 省エネルギーラベルをいう。) イ 省エネルギーラベルをいう。) カースルギーラベルをいる。) ウ エネルギーラベルをいる。) カースルギーラベルをいる。) ウ エネルギーラベルをいる。) イ 省エネルギーラベルをいる。) カースルギーラベルをいる。) ウ エネルギーラベルをいる。) ウ エネルギーラベルをいる。 (告示3-1 口に掲げる年間の目安電気料金を
	エ 機種名 オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金 (告示3-1ハに掲げる年間の目安電気料金を いう。) (4) 電気冷蔵庫
	ア 多段階評価点(告示7-1イに掲げる多段階評価点をいう。) イ 省エネルギーラベル(告示7-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。) ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称エ 機種名
	オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金(告示7-1)に掲げる年間の目安電気料金をいう。) (5) 電気冷凍庫 ア 多段階評価点(告示8-1)イに掲げる多段階評価点をいう。) イ 省エネルギーラベル(告示8-1)ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。)

香川県生活環境の保全に関する条例	同条例施行規則
	ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称
	エの機種名
	オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金
	(告示8-1ハに掲げる年間の目安電気料金を
	いう。)
	(6) ガス温水機器
	ア 多段階評価点(告示 11-1 イに掲げる多段階
	評価点をいう。)
	イ 省エネルギーラベル (告示 11-1 ロに掲げる
	省エネルギーラベルをいう。)
	ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称 エ 機種名
	D241— 11
	オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金 (告示 11-1 ハに掲げる年間の目安電気料金を
	いう。)
	(7) 石油温水機器
	ア 多段階評価点(告示 12-1 イに掲げる多段階
	評価点をいう。)
	イ 省エネルギーラベル (告示 12-1 ロに掲げる
	省エネルギーラベルをいう。)
	ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称
	工機種名
	オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金
	(告示 12-1 ハに掲げる年間の目安電気料金を
	いう。)
	(8) 電気便座
	ア 多段階評価点(告示13-1イに掲げる多段階
	評価点をいう。)
	イ 省エネルギーラベル (告示13-1口に掲げる
	省エネルギーラベルをいう。)
	ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称
	工機種名
	オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金
	(告示 13-1 ハに掲げる年間の目安電気料金を
	いう。)
	(9) 電気温水機器
	ア 多段階評価点(告示19-1イに掲げる多段階 評価点をいう。)
	イ 省エネルギーラベル (告示19-1 口に掲げる
	省エネルギーラベルをいう。)
	ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称
	工 機種名
	オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金
	(告示 19-1 ハに掲げる年間の目安電気料金を
	いう。)
	第67条 第1号の規定によって行うべき表示は、令和
	#67年 第1 50 規定によって17 7 で表示は、 〒和 4年9月30日まで、第3号、第6号、第7号及び第9
	4年9月30日まで、第3万、第0万、第1万及い第9

号までの規定によって行うべき表示は、令和5年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

香川県生活環境の保全に関する条例

2 電気機器の販売を業とする者のうち規則で定める ものは、特定電気機器を販売するときは、規則で定め るところにより、省エネルギー性能について、特定電 気機器を購入しようとする者に対し説明することを 推進する者(以下「省エネ性能説明推進員」という。) を選任し、知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出事項に 変更があったときは、規則で定めるところにより、そ の旨を知事に届け出なければならない。

(勧告及び公表)

第 100 条

- 5 知事は、第97条第2項又は第3項の規定による省 エネ性能説明推進員の届出をしない者に対し、省エネ 性能説明推進員の届出をすべきことを勧告すること ができる。
- 6 知事は、前各項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に 従わないときは、その旨を公表することができる。
- 7 知事は、前項の規定による公表をしようとするとき は、あらかじめ、その勧告を受けた者に対し、意見を 述べる機会を与えなければならない。

(報告の徴収)

- 第125条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
 - (10) 電気機器の販売を業とする者のうち規則で定めるもの
- 第139条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円 以下の罰金に処する。
 - (2) 第125条の規定による報告をせず、又は虚偽の 報告をした者
- 第140条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関 し、第132条から前条までの違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条 の罰金刑を科する。

同条例施行規則

(省エネ性能説明推進員の選任義務者)

第68条 条例第97条第2項及び第125条第10号の規 則で定める者は、1,000平方メートル以上の売場面積 (電気機器の販売の用に供する部分の床面積をい う。)を有する者とする。

(省エネ性能説明推進員の選任等)

- 第69条 条例第97条第2項の規定による選任は、一の店舗ごとに、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、省エネ性能説明推進員選任(変更)届出書(第29号様式)に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。
- 2 前項の規定は、条例第 97 条第 3 項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から 30 日以内に」と読み替えるものとする。

(届出書の提出部数等)

- 第86条 この規則の規定により知事に提出する届出書は、正本にその写し1通を添えて提出しなければならない。
- 2、3 略